

税務情報

経済産業省 - 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」 のサイトを更新

「2050 年カーボンニュートラル」の実現のために 2021 年度税制改正で創設されたカーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、2024 年度税制改正では、産業競争力強化法の改正を前提に、以下の改正等が行われました。

- 炭素生産性等の要件を見直しつつ、カーボンニュートラルに果敢に取り組む 中小企業者に対する税額控除率が引き上げられた。
- 投資の検討から投資判断に至るまでの期間や、投資から設備の稼働まで一定 の期間が必要であることを踏まえ、適用期間が長期化された。
- 対象資産から、需要開拓商品生産設備等が除外された。

これを受け、経済産業省は 4 月 16 日、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」のサイトを更新し、記載内容を 2024 年度税制改正における改正等を踏まえたものに変更するとともに、以下の資料等を公表しました。

■ エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画 (カーボンニュートラルに向けた投資 促進税制) の申請方法・審査のポイント (PDF 1,774KB)

この資料(全 41 ページ)は 2024 年度税制改正が反映されたもので、制度の概要、炭素生産性の計算方法、申請方法・審査のポイント及び問合わせ先・FAQ(下記 Q&A の紹介)等が記載されています。たとえば、申請手続のスケジュールについては、エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画(以下、計画)の認定・設備の取得・事業供用のタイミング等が、図を用いて分かりやすく解説されています(P.21~23)。

■ エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画(CN 税制) Q&A(PDF 781KB)

2024 年度税制改正を反映した全 **54** 問の **Q&A** が掲載されており、たとえば、以下のような解説が行われています。

• 本税制の適用を受けるためには、2026 年 3 月 31 日までに計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後 3 年を経過する日までに、対象設備を取得等し、国内事業の用に供する必要があるが(Q&A18)、計画の認定審査には一定の期間を必要とするため、2025 年中には計画の申請をすることが



望ましい (Q&A 19)。

- 2024年3月31日までに、具体的な設備投資金額を含め、組織として投資決定している設備(一定の計画の変更に係るものを除く)は対象とならない(Q&A30)。
- 計画の認定前に計画に記載される設備の製造又は建設を開始している場合のその設備は、本税制の対象とならない(Q&A 31)。
- 中古品、貸付設備は本税制の対象とならない(Q&A 34)。
- 本税制には投資額の下限はなく (Q&A 35)、投資額の上限 500 億円は、認 定の要件ではないため、600 億円の投資計画であっても認定を受けることは できるが、特別償却限度額又は税額控除限度額は 500 億円を基礎として計 算される (Q&A 39)。



KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000 FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150 FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F TEL: 052-569-5420 FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル**7F**

TEL: 075-353-1270 FAX: 075-353-1271 〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F TEL: 082-241-2810 FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F TEL: 092-712-6300 FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めて おりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナル が特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.